

ペインクリニック学会利益相反規定

申告者	申告時期	対象となる期間	申告された個人データの管理と保管期間	方法	備考
ガイドラインなど学会が出版している出版物(指針、GL、用語集)の編集にかかわる者	就任時および1年ごと	申請時より遡って1年間	事務局 5年	規定の用紙(ホームページからダウンロード)を用いて事務局に送付(郵送 FAX メールいずれも可)	
理事長、事務局長、大会長、理事、特任理事、監事	就任時および2年ごと	申請時より遡って1年間			
各種委員会委員長 ワーキンググループ長	就任時および2年ごと	申請時より遡って1年間			
倫理委員会 COI委員会 学会誌編集委員会委員	就任時および2年ごと	申請時より遡って1年間			
学会誌で発表する者(総説, 原著, 講座, 症例報告, 短報, 医薬品・医療機器情報, 評論, 書評, コラム, 会員通信などすべての発表が対象)	論文投稿日	申請時より遡って1年間			共催セミナーは、発表当日、企業より謝礼の支払いがある場合には、事前に自己申告書を提出していただきます
学術大会及び市民公開講座等での発表者(教育、招請講演、症例報告、企業共催セミナー、ランチョンセミナー等含む)	演題登録日	申請時より遡って1年間			

申告の基準

- (1) 医学系研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体(以下、企業・組織や団体という)の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
 - (2) 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
 - (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
 - (4) 企業・組織や団体から、会議の出席(発表、助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計100万円以上とする。
 - (5) 企業・組織や団体がパンフレット、座談会記事などの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計100万円以上とする。
 - (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学系研究(治験、受託研究費、共同研究費など)に対して支払われた総額が年間100万円以上とする。
 - (7) 企業・組織や団体が提供する奨学(奨励)寄附金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合とする。
 - (8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。
- 但し、(6)、(7)については、すべての申告者は所属する部局(講座、分野)あるいは研究室などへ関係する企業や団体などから研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については所定の様式に従う。